

# 第10回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会

## 会 議 録

平成17年3月27日(日)

第10回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成17年3月27日

開催場所 田沢湖町総合開発センター 集会室

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後2時00分

閉 会 午後2時44分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 石 黒 直 次

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

小 林 一 雄

藤 原 万 正

雲 雀 俊 作

小田嶋 忠

藤 原 恒 悦

山 本 陽 一

境 田 ケイ子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

本 間 智

以上26名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

武 藤 昭 男 1名

## 会議次第

- 1．開会
- 2．委嘱状の交付
- 3．会長あいさつ
- 4．会議録署名委員の指名について
- 5．議題
  - 協議案第4号 合併の期日について（提案）
  - 協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（再協議）
  - 協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（再協議）
  - 協議案第60号 事務組織及び機構の取扱いについて（継続協議）
  - 協議案第62号 地域自治組織の取扱いについて（提案）
  - 協議案第63号 財産の取扱いについて（その2）（提案）
  - 協議案第58号 新市建設計画（案）について（継続協議）
  - その他
- 6．閉会

開会 14:00

副局長 定刻になりましたので、ただ今から第 10 回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会を開催いたします。

協議会委員の皆様には、年度末でしかも休日の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、先の角館町長選挙におきまして、角館町長が石黒直次町長に代わりましたので、合併協議会規約第 7 条第 1 項の規定により、委員は石黒町長になり副会長となります。また、第 8 条の会長の職務代理は田代副会長が指名されておりますのでご報告いたします。また、角館町では助役の退任、辻委員、三杉委員は委員を辞任しております。さらに、議会におきましても議長、副議長の交代があり、それに伴いまして、規約第 7 条第 2 項委員 3 名が、全員が交代しておりますので、始めに委員のご紹介と委嘱状の交付を行ないます。新しく委員になられました、角館町長石黒直次委員でございます。

石黒委員 石黒でございます。

副局長 角館町議会議長、藤原万正委員でございます。

藤原委員 藤原でございます。

副局長 同じく副議長、雲雀俊作委員でございます。

雲雀委員 雲雀です。

副局長 角館町議会議員、小田嶋忠委員でございます。

小田嶋委員 小田嶋です。

副局長 民間選出の藤原恒悦委員でございます。

藤原委員 藤原でございます。

副局長 同じく境田ケイ子委員でございます。

境田委員 境田です。

副局長 恐れ入りますが、石黒委員、藤原委員、雲雀委員、小田嶋委員、藤原委員、境田委員は委嘱状を交付いたしますので、前の方にお進み下さるようよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

副局長 続きまして、会長であります田沢湖町長よりご挨拶を申し上げます。

会長 外の方が、今日は雪でありまして、春の季節になりましたが、しかし今日は、真っ白な景色の中で、第 10 回田沢湖・角館・西木臨時合併協議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。今年の 1 月 17 日に開催されました、第 9 回臨時田沢湖・

角館・西木合併協議会におきまして、ご承知のように皆さんのいろいろな議論の中で、ご承知のような状況になりました。この3か町村の合併協議会が休止の状況を余儀なくされました。このことについては私から、改めて申し上げるまでもなく、皆さんご承知のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。なお、角館町長さんには、我が郷土を愛する、そうした合併を基本になりまして、ご承知のように今日、大勢の傍聴者もお出ででございます。そうした経過を踏まえまして、3人でいろいろな議論を交わしました。しかし、この3町村の合併につきまして、平成15年4月1日で3町村の法定協議会の趣旨にのっとりまして、非常に日程の短い期間ではありましたが、我が3町村の持っている、それぞれの歴史文化というもの、そしてまた、すばらしい自然環境というものを大きく活かしていくことを目的にいたしまして、観光産業を活かした北東北の拠点都市を目指すということで、出発して参りました。このことを基本的には石黒町長さんの郷土にかける考え方、このことを私ども3人の協議の中で一致をしました。またなお、角館の議会の皆さんもこれを大きく 中で昨日協議を交わしました。各町村の合併特別委員会におきましてご承認をいただき、今日の臨時合併協議会の開催に至りましたところであります。経過につきましては私から申し上げることは差し控えさせていただきますが、今言ったような、お互いの考え方を更に確認しあい、この真っ白な銀世界の中で、今日の会議を開催できます事を皆さんに改めて感謝を申し上げる次第であります。この合併協議会の皆さんには大変ご心配をおかけしました。しかし、同じ志でありますので、改めて感謝を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

副局長 ありがとうございます。続きまして、副会長の角館町石黒町長よりご挨拶をお願いいたします。

石黒委員 改めてご挨拶を申し上げます。角館町長の石黒でございます。初めての合併協議会への参加でございまして、これからも皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。また、会長である田沢湖の佐藤町長、副会長でございます、西木村の田代村長。また、議会代表の委員の方、そして、多くの協議会の皆さんには、この2年近くの間、合併協議を精力的にご努力され、そして積み上げてきたというその結果に対して経緯を表したいというふうに思います。先程、会長からお話があったように、一時的に休止状態でありましたけれども、角館の町民の合併を願う意思と、角館町議会の皆様のご理解をいただきながら、この度、この協議会にまた参加をさせていただくことになりました。この合併協議会の時に、当初に掲げられました意見、そして目指す所、信頼関係。こういったことについては合併協議会発足からの考え方を踏襲しながら、関係町村の皆様方と本当に、いろいろ

な不安、不審、そういったことをなしに、これから築きあげる新市の種をもって、お互いに建設的な協議をしていく所存であります。どうぞ、合併調印並びに申請までのスケジュールというのは非常に厳しいスケジュールでございますけれども、今後、合併協議に、新市に誇りと希望が持てるような関係町村との共通認識の基で、相互の融和を図りながら、皆様と一体になって、最大限の努力をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。先程ご紹介いただきましたように、角館町からは新しい委員が、議会の藤原議長を始め、本当に新しいメンバーですので、皆様の教えを、またいろいろご指示をいただきながら、この協議会に参加して行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

副局長 ありがとうございます。それでは会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、会議に先立ちまして、ここで出席委員数をご報告させていただきます。本日は西木村武藤昭男委員より欠席届が出ております。また、指定職であります角館町の助役は欠員となっておりますので、本日は 26 名のご出席を賜っております。合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定により本会議が成立いたします事をご報告いたします。次に委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為、録音をしておりますので、発言の際はマイクをお持ちいたしますので、町村名とお名前をおっしゃってからマイクを使ってご発言下さるようお願いいたします。なお、会議の議長は合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定により、会長が努めることになっておりますので、会長より進行をお願いいたします。

会長 それでは、これより第 10 回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規定第 6 条第 3 項の規定により、会議録署名委員を私から指名することになっておりますので、指名させていただきます。田沢湖町、堀川光博委員。角館町、山本陽一委員。西木村、佐久間健一委員を指名いたします。早速議題に入らせていただきます。始めに協議案第 4 号合併の期日についてを議題といたします。この案件につきましては昨年の 12 月 24 日に平成 17 年 3 月 28 日をご提案しておりましたが、平成 16 年度内の合併が事実上困難になったことから、これを取下げまして、新たな期日を提案しております。なお、この内容等については、事務局より提案内容について説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

副局長 協議案第 4 号合併の期日についてでございます。協定内容でございます。合併期日は平成 17 年 9 月 20 日とするということでございます。今、会長の方から説明がありましたように、この合併の期日につきましては、昨年 12 月 24 日、第 19 回の合併協

議会におきまして、平成 17 年 3 月 28 日を合併期日とするという提案をしております。また、平成 15 年 4 月になりますが、第 1 回合併協議会におきまして、合併の期日は平成 17 年 3 月末日以前とするという確認が行なわれております。ここに書いてあります合併の期日は平成 17 年 9 月 20 日とするという提案は最終の提案ということでございます。それ以前に確認されております、第 1 回に確認されました平成 17 年 3 月末日以前とするとう確認事項はこれを解除するということと、12 月 24 日に提案いたしました平成 17 年 3 月 28 日とするという提案を取下げると併せまして、合併の期日は平成 17 年 9 月 20 日とするという提案することとであります。この件につきまして、また改めて皆様のお手元にお渡ししておりますが、ここでは平成 17 年 9 月 20 日というご提案をご協議いただきたいと思っております。

会長 ただいま、事務局より説明をいたしました。この案件につきましてご意見ご質問ありましたらご発言ねがいます。

(「質問意見なし」と言う声あり)

会長 他にございませんか。特になければ、協議案件 4 号につきましては提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしと認め、協議案件第 4 号合併の期日については、原案のとおり、平成 17 年 9 月 20 日と確認することにいたしました。ありがとうございました。次に協議案第 10 号議会議員の定数及び任期の取扱いについて再協議を議題といたします。協議案につきましては事務局より説明をいたします。

副局長 協議案第 10 号でございます。議会議員の定数及び任期の取扱いについて再協議ということでございます。この提案につきましては平成 16 年 6 月に 1 度、このことについては確認をしております。今回、再協議いたします内容について朗読いたしますが、一つは 3 町村の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法でございます。合併特例法第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 18 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。二つ目でございます。新市の議会議員の定数は 24 人とするということでございます。これにつきましては、二つ目の新市の議員の定数について変わっておりませんが、在任期間につきましては、すでに確認されている内容につきましては、平成 17 年 10 月 31 日ということで、3 月末の合併を基準にしまして当日を定めた訳でございますが、先程確認しましたように、今回の合併の期日は 9 月 20 日ということでございます。それから 7 ヶ月弱とういことで平成 18 年 4 月 30 日まで在任するといこ

とで再協議をさせていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

会長 説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「なし」という声あり)

会長 なしという事ではありますが、特になければ協議案件第 10 号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしと認め、協議案件第 10 号議会議員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり確認することにいたしました。次に協議案件第 11 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて再協議を議題といたします。事務局より説明を願います。

副局長 協議案件第 11 号農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについてでございます。提案内容を読み上げさせていただきます。一つ目が農業委員会の選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定を適用し、平成 17 年 12 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会委員として在任する。二つ目、選挙による委員の定数は 20 人とする。三つ目、旧市町村を区域とする 3 つの選挙区を設け、各選挙区毎の定数については合併時まで調整するという内容でございます。これも先程議会議員の定数及び任期の取扱いについてと同じでございます。前回の農業委員会の提案内容につきましても、3 月末という合併を前提とした提案内容になっておりまして、確認いただいている内容は平成 17 年 7 月 19 日まで在任するということでございましたが、合併の期日が 9 月 20 日となりましたので、それから 3 ヶ月という事で平成 17 年 12 月 19 日まで在任するという内容でございます。その他については前回と内容が変わっておりませんので、ご協議の方よろしくお願いいたします。

会長 説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問ご意見等ご発言をお願いいたします。

(「なし」という声あり)

会長 特になければ協議案件第 11 号については原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしと認め、協議案件第 11 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり確認することといたしました。次に協議案件第 60 号事務組織及び機構の取扱いについて継続協議を議題といたします。事務局より説明を願います。



副局長 協議案第 60 号でございます。事務組織及び機構の取扱いについては継続協議ということでありまして、内容を改めて読み上げさせていただきます。事務組織及び機構の取扱いについては次のとおりとする。(1)新市の組織は住民サービスが低下しないよう十分配慮する。(2)新市の事務組織及び機構は新市における事務組織機構の整備方針に基づき整備する。整備方針でございます。新市における事務組織機構の整備方針。住民に分かりやすく利用しやすい組織機構。住民の声を適正に反映できる組織機構。指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織機構。各庁舎に住民が良く利用する窓口業務を行なう地域センターを設置する組織機構。行政課題に迅速かつ適格に対応できる組織機構。新市建設計画が円滑に遂行できる組織機構。これが事務組織及び機構の取扱いに関する提案内容でございますが、これと関連いたしまして、昨年末にご協議いたしましたのが、この仙北市におきましては分庁舎方式を採用するというところでございまして、その庁舎の機能分担がまだ決定していなかったということでございます。一枚めくっていただきますと、事務組織及び機構案というのが載っているかと思えます。田沢湖庁舎、西木庁舎、角館庁舎というふうになっておりますけれども、事務所の位置が現田沢湖町役場に決まったということで、今までのA庁舎につきましては田沢湖庁舎。総務部、収入役、議会、監査委員、選挙管理委員会を置くということで決まっていたわけですが、残り2つの庁舎、ここで西木庁舎、角館庁舎と書いております。当時は西木庁舎がB庁舎、角館庁舎がC庁舎と呼ばれておりましたが、ここでのご提案は西木庁舎には産業観光部、建設部、農業委員会。角館庁舎には市民福祉部、公営企業、教育委員会を置くと。各庁舎とも窓口サービス等を担当する地域センターを設置するというところでございます。これは各部の配置でございますが、ただし、その中で産業観光部は西木庁舎に置くわけですが、このうちの商工課と観光課を角館庁舎。市民福祉部は角館庁舎に置くわけですが、その内の福祉事務所を西木庁舎に置くという形で検討して参りますので、これに併せて、先程の提案内容をご協議をよろしくお願いいたします。

会長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質問ご意見等ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 他にございませんか。特になければ協議案第 60 号については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしと認め、協議案件第 60 号事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおり確認することといたしました。次に協議案第 62 号地域自治組織の取扱いについ

てを議題といたします。事務局より説明を願います。

副局長 協議案第 62 号でございます。地域自治組織の取扱いについてでございます。今回初めての提案ということでございます。これまでこのことにつきましては、内部でいろいろと検討してまいりましたが、ここでご提案する内容は市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法第 5 条の 4 に規定する地域審議会を設置するというところでございます。一枚めくっていただきますと、地域審議会の内容が書かれております。ここに書いてありますように、地域審議会と申しますのは、合併後において地域住民の声を施策に反映させ、決め細やかな行政サービスを実現するために、合併前における町村の協議により、合併前の町村の区域を単位として置くものでございまして、設置の手続きとしましては、合併前に町村間で協議いたしまして、議会の議決をいただき告示をするということになっております。設置する期間は合併特例法の定めによりまして、予め定めておくという必要がございますが、他の例を見ますと、ここにも書いてありますように、新市の建設計画を変更する場合には地域審議会の意見を聴くこととされていることから、おおむね 10 年くらいが適当ということでございます。また、地域審議会の役割につきましては、ここに二つ挙げておりますが、長の諮問に対する審議ということで、新市に建設計画の変更。あるいは新市の建設計画の執行状況等に関する審議。長に対する意見として、区域内の公共施設の設置、管理運営。福祉、廃棄物処理、消防等施策の実施状況等について意見を申し上げるという役割であります。地域審議会の法的性格ということでございますが、市町村の設置しております他の審議会と同じ性格を持っているわけですが、この地域審議会は合併する前に設置を決めているということが特徴ということになっております。今回この地域自治組織につきましては、この他地域自治区等いろいろあるわけですが、この合併協議会の場合には地域審議会を設置ということをご提案申し上げ、合併までに必要な手続きを進めていくということでご提案申し上げますので、よろしくご協議をお願いいたします。

会長 説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「なし」という声あり)

会長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 特になければ協議案第 62 号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしと認め、協議案第 62 号地域自治組織の取扱いについては、原案のとおり確認することいたしました。皆さんにご報告を申し上げますが、63 号については最終の問題という事でございますので、追加案件という事でこの説明をさせていただきますが、協議案件第 63 号財産の取扱いについてを議題とさせていただきますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしということでございますので、提案をさせていただきますして、事務局より説明を願います。

副局長 協議案第 63 号財産の取扱いについて(その 2)という事でございますして、第 2 回の合併協議会で確認している内容がございます。それに追加するという事でございます。財産区につきましても、法律上は市町村と別の法人格を持っておりまして、この市町村合併に関わらず存続することは、問題ないわけではありますが、重要な組織でありますし、他の合併協議会の例を見ましてもこの財産区につきましても、存続することを確認している所が多いという事でございますして、この協議会でも追加してこの分を提案させていただくという事でございます。内容を読み上げさせていただきます。(2)ということでございます。田沢財産区、生保内財産区、雲沢財産区は新市においては存続するというのが今回追加の内容でございますして、一枚めくっていただきますと、前にご確認いただいたものと併せた協定内容が載っております。読み上げさせていただきます。財産の取扱いについては、次のとおりとする。(1)3 町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。(2)田沢財産区、生保内財産区、雲沢財産区は新市において存続する。これが財産の取扱いについての提案内容でございますので、よろしくご協議をお願いいたします。

会長 ただ今の説明についてご質問ご意見、ご発言願います。

(「なし」という声あり)

会長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 特になければ協議案第 63 号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしと認め、協議案第 63 号財産の取扱いについて(その 2)は原案のとおり

り確認することにいたしました。次に協議案第 58 号新市建設計画については継続協議を議題といたします。この案件につきましては、素案のご承認をいただき、県と内協議中でしたが、合併の期日が変更になった関係で財政シミュレーション等が変更になっておりますので、変更になった点について、事務局より説明をさせます。

副局長 協議案件第 58 号、継続協議となっております新市の建設計画でございます。この新市の建設計画につきましては、昨年 11 月末の協議会におきまして、県と正式協議に入る段階までのご承認をいただいた訳ですが、その後、正式協議に入る前に、入る段階で止まっております。その間 3 町村とも新しい平成 17 年度の予算が出来たということもありますし、合併の期日が 9 月 20 日という事になりますので、計画の期間が変わってまいります。その関係で前段の方は内容的には正式協議の前まで行っておりますので変わりませんが、財政シミュレーションにつきましては、数字が変わってまいりますので、その点についてもう一度県と協議する必要があるという事で今回、この内容について説明させていただくという事でございます。内容につきましては担当しております藤村次長の方から説明申し上げます。

事務局藤村 それでは新市建設計画（案）の 62 ページ。一番後ろでございますけれども、今、説明がありましたように、昨年 11 月時点で今年度の、平成 16 年度 3 月、現在ですけれども合併することを前程としました財政計画を立てておりましたが、合併の期日は平成 17 年 9 月ということでございますので、合併特例債の適用期間でございますけれども、合併年度及びそれに引き続く 10 年間という事になっております。従いまして、平成 17 年度の合併になりますと、10 年間ということになりますので、平成 27 年までということ、財政計画をたてる期間が、前は平成 26 年まででしたけれども、今回平成 27 年まで 1 年延長したということでございます。それと前回のシミュレーションの平成 17 年度分の数字でございましたが、これは過去のデータを基に 15 年 16 年のデータを基に推計した数字で 17 年度の数字を計上しておりましたが、各町村とも新年度予算編成が終っておりますので、その数字の積み上げを基にして作成しております。17 年度の財政規模がご覧いただきますと分かるように、極端に少なくなっておりますけれども、これは合併後の自治体が執行する分ということでございますので、9 月の合併以降の予算規模ということで 17 年度分が少なくなっているということでございます。それ以外の考え方については前回の考え方と変わっておりませんので省略させていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

会長 説明が終わりました。ご質問ご意見等ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 特になければ協議案件第 58 号についてはこの案によりご承認をいただき、県との正式協議に入り、県から承認された物を正案として了承いただきたいと存じます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしと認め、協議案第 58 号新市建設計画案については、原案のとおり承認し、県との正式協議に入り、県から承認されたものを正案とすることに決定いたしました。なお、県との正式協議の段階で、字句の訂正や細かな数字等の修正も若干あると思いますが、これらについては事務局に一任させていただきたいと存じます。なお、予定では 3 月 28 日、県の市町村合併支援本部会議で同意される予定になっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上で本日の協議案件は終了いたしました。皆様のご協力によりまして、全議案が終了し、なお調印式の日時場所については、事務局より報告させます。

副局長 それでは合併調印式の日取りでございますが、合併調印式は明日 3 月 28 日午後 6 時から。会場は角館広域交流センターで開催いたします。委員の皆様には調印の立会人として署名をお願いいたすこととなりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

会長 以上のとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。なお、調印が終わりますと、3 月 29 日には田沢湖町、角館町、西木村議会において、合併関係議案の提案を予定しております。可決されますと、3 月 31 日に県へ合併申請する予定となっております。皆様から他になければこれで本日の会議を終了いたしたいと存じます。ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 委員の皆様のご協力によりまして、予定された議事を全部終了することが出来ました。最後に一言だけお礼を申し上げたいと思います。長い間、皆様には大変ご心配をおかけいたしました。今日は委員の皆さんのあたたかいご支援によりまして、ご承知のように会議がご承認いただきました。この後は議会の皆様のご協力をいただきながら、県に申請をしまいたいと思います。また、一言、私どもこうした事情の中で田沢湖・西木合併協議会を設置しまして、いろいろ協議をしまいたい協定いただきましたが、どうかこうした 3 町村の合併のなんといいですか、おかげさまで協議を受けまして、両町の関

係の皆さんに改めてご支援いただきましたお礼を申し上げて、本日の会議を閉じさせていただきます。なお、事務局に最後のご報告を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

副局長 それでは最後に協議結果を確認させていただきます。本日議題といたしましたのは、合併の期日、議会議員の定数および任期の取扱いについて、農業委員会委員の定数および任期の取扱いについて、事務組織及び機構の取扱いについて、地域自治組織の取扱いについて、財産の取扱いについて、新市建設計画案についてでございますが、すべて原案のとおりご確認いただきました。皆さまのお手元に合併協定項目、協定内容一覧というものをお渡ししております。これは、これまで、合併協議会で協議いたしまして、確認いたしました内容をまとめたものでございます。全部で 54 協定項目と新市の建設計画。全部で 55 ということでございますが、それをこのような形でまとめまして、明日の合併調印式につきましては、内容をまとめたものについて 3 町村長が内容を確認して協定を結ぶということになっておりますのでよろしくお願いいたします。事務局の方からは以上でございます。以上を持ちまして第 10 回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会 14 : 44

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員